



我が国の観光政策の概要と エコツーリズムについて

平成20年1月29日

国土交通省総合政策局

観光資源課長 水嶋 智

1. 観光立国の推進

2. 各省庁の連携と観光庁の設置

3. エコツーリズムへの支援

1. 観光立国の推進

-2-

観光立国の意義

1. 国際観光の推進はわが国のソフトパワーを強化するもの

- 諸外国との健全な関係の構築は国家的課題
- 国際観光を通じた草の根交流は、国家間の外交を補完・強化し、安全保障にも大きく貢献
- 中国、韓国からの訪日観光客数は大きく拡大
 - ・ 年間の訪日観光客数は中国94万人、韓国260万人（平成19年、両国で全体の42.4%）
 - ・ 中国 16.2%増、韓国 22.8%増（平成19年の対前年比）

2. 観光は少子高齢化時代の経済活性化の切り札

- 少子高齢化で成熟した社会には、観光振興＝交流人口の拡大、需要の創出による経済の活性化が有効
- 国内旅行消費額は24.4兆円。生産波及効果は55.3兆円で、これによる雇用効果は469万人（総就業者数の7.4%）（※ともに平成17年度）
- 訪日外国人も今や無視できない消費活動の主体（平成17年度の訪日外国人旅行消費額→1.65兆円）

3. 交流人口の拡大による地域の活性化

- 地方においては地域振興策の新たなアプローチが必要。観光による交流人口の拡大は地域経済の起爆剤であり、地域にとっての再チャレンジ
- 集客力のある個性豊かな地域づくりは、各地域の自主・自律の精神も促す

4. 観光立国により国民の生活の質を向上

- 退職期を迎える団魂の世代は、新たな生きがいを模索。観光交流の拡大は、精神活動を含めて生活の質の充実に貢献
- 観光立国の推進は、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながるもの



～ 観光交流人口の拡大による日本の再生 ～
一人が行き交う、開かれた美しい国づくり

-3-

観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

題名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。

前文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。

目的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること

基本理念

観光立国の実現を進める上での

- ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
- ②国民の観光旅行の促進の重要性
- ③国際的視点に立つことの重要性
- ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定

関係者の責務等

- ①国の責務
観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ②地方公共団体の責務
地域の特性を活かした施策を策定し実施。
また、広域的な連携協力を図る。
- ③住民の責務
観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う
- ④観光事業者の責務
観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。

「観光立国推進基本計画」の作成

- ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
 - ②観光立国の実現に関する目標
 - ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ④その他、必要な事項
- を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。
(国土交通大臣がとりまとめを担当)

-4-

○ 観光立国推進基本計画における基本的な目標

訪日外国人旅行者数を**1,000万人**にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。

733万人 (平成18年) → 1,000万人 (平成22年)

日本人の海外旅行者数を**2,000万人**にする。

1,753万人 (平成18年) → 2,000万人 (平成22年)

国内における観光旅行消費額を**30兆円**にする。

24.4兆円 (平成17年度) → 30兆円 (平成22年度)

日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を年間**4泊**にする。

2.77泊 (平成18年度) → 4泊 (平成22年度)

我が国における国際会議の開催件数を**5割以上**増やす。

168件 (平成17年) → 252件 (平成23年)

-5-

○ 施策の概要

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- ・収益事業との一体的な展開などによる持続可能な観光まちづくりの推進主体の立ち上げの支援。
- ・テーマ型広域観光モデルルートの開発や広域連携による広報活動等の促進。
- ・地域の取組を企画・演出し合意形成を図る人材の発掘と活用等の推進。
- ・景観行政団体による景観計画の策定等の促進、道路の無電柱化の推進。

2. 観光産業の国際競争力の強化・観光の振興に寄与する人材の育成

- ・着地型旅行商品の創出・流通のための取組の支援。
- ・「泊食分離」等の新たなビジネスモデルの構築促進。
- ・新たな旅行者ニーズに対応した設備投資の資金の確保等。
- ・観光関係高等教育機関における教育の充実の奨励。

3. 国際観光の振興

- ・新たなマーケット戦略の策定(リピーター対策や個人旅行者対策の強化等)。
- ・新たに開始される外国人向けの映像国際放送の活用。
- ・全空港での最長審査待ち時間を20分以下とすべく出入国手続の迅速化・円滑化。
- ・ミッションの派遣による戦略的なディステーションの開発、地方空港発の国際チャーター便の活性化。

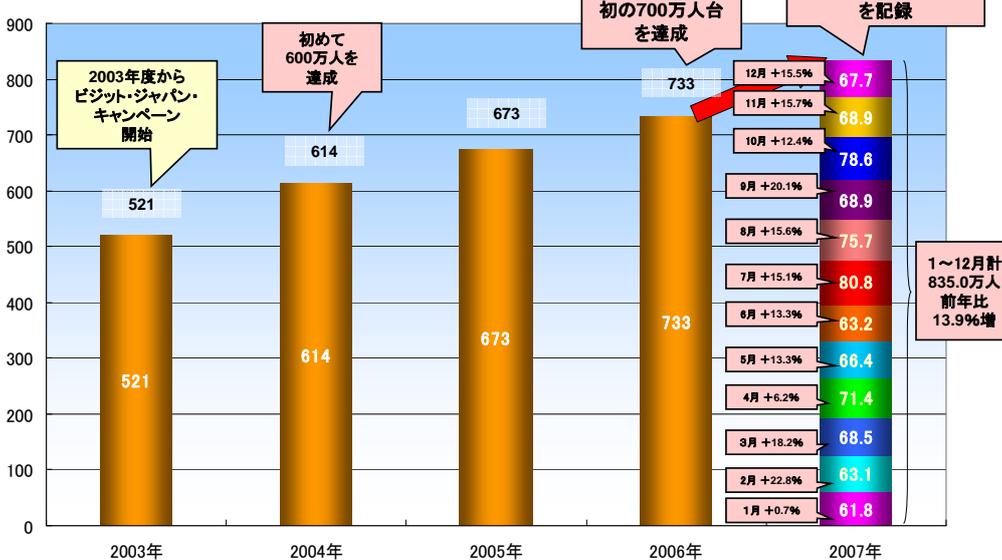
4. 観光旅行の促進のための環境の整備

- ・好事例の紹介等による有給休暇の取得の促進。
- ・「秋休み」の普及など学校休業の多様化と柔軟化の促進。
- ・共通ICカードシステムの広域的な導入等の促進。

6-

訪日外国人旅行者数の推移

(単位:万人)

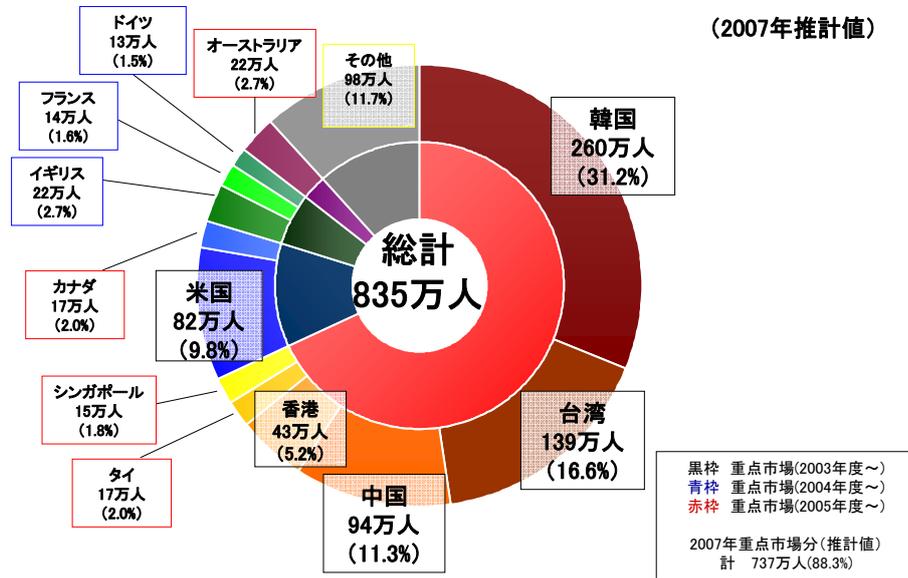


注) 2007年11月以降の値は推計値

-7-

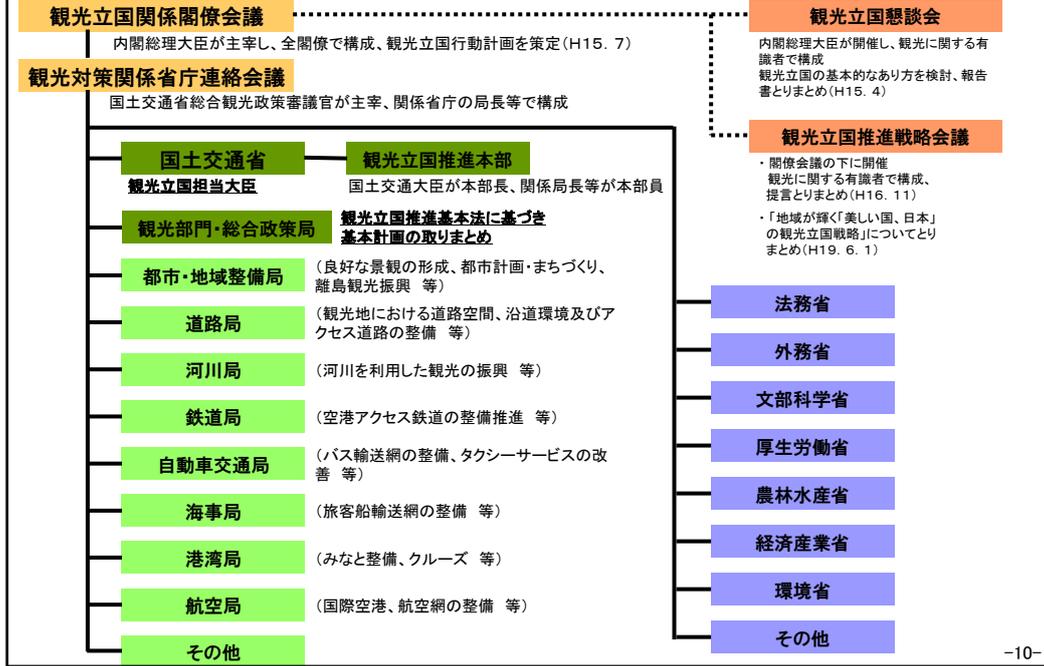
国・地域別訪日外国人旅行者の割合

(2007年推計値)



2. 各省庁の連携と観光庁の設置

政府における観光立国の推進体制



平成20年度観光関連予算案について

観光立国推進基本法の制定
(平成18年12月)

観光立国推進基本計画の策定(平成19年6月)

- 基本的な目標**
- 訪日外国人旅行者数を平成22年までに1,000万人にし、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする。
 - 日本人の海外旅行者数を平成22年までに2,000万人にする。
 - 国内における観光旅行消費額を平成22年度までに30兆円にする。
 - 日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数を平成22年度までに年間4泊にする。
 - 我が国における国際会議の開催件数を平成23年までに5割以上増やす。

観光関連予算案額の合計 : 2,133億円(2,091億円)

※予算額については、平成20年度予算案額(平成19年度予算額)

※観光関連部分を特定できない予算は総額には含めていない

平成20年度における主要施策

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成【国土交通省】
- 広域・総合観光集客サービス支援事業【経済産業省】
- 文化財の総合的な把握【文化庁】
- 世界文化遺産の活用【文化庁】
- 温泉の保護及び安全で適正な利用の確保【環境省】
- 地域の魅力溢れる伝統文化の継承・発展【文化庁】
- 離島観光振興を核とした交流人口の拡大による離島航路の活性化【国土交通省】
- 地域公共交通活性化・再生総合事業【国土交通省】
- 都市鉄道の利便増進【国土交通省】 等

合計:1,343億円(1,312億円)

観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

- 観光産業の国際競争力強化、観光の振興に寄与する人材の育成【国土交通省】
- 文化ボランティア活動推進事業【文化庁】 等

合計:1.6億円(1.4億円)

国際観光の振興

- ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト等による国際観光の振興【国土交通省】
- 観光誘致関連広報【外務省】
- 映像国際放送の実施【総務省】
- スポーツを通じた国際交流の推進・支援【文部科学省】
- 観光立国実現のための出入国審査の充実【法務省】
- 高校生交流の推進等【文部科学省】 等

合計:530億円(524億円)

観光旅行の促進のための環境の整備

- 休暇の取得の促進【厚生労働省】
- 地産池消の推進【農林水産省】
- エコツーリズムの推進【環境省】
- 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業【環境省】 等

合計:239億円(233億円)

観光庁の新設について

昨年6月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」を着実に実施し、観光立国の推進を強力に進めていくため、国際観光推進や観光地域振興などの中核的な業務を担いつつ、各省庁の施策の一層の連携を促すための組織を整備することとし、「観光庁」を国土交通省に設置する。

※あわせて「国土交通省設置法の一部を改正する法律案(仮称)」を提出する予定。

観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題

○観光立国推進基本法の成立(平成18年12月) ○観光立国推進基本計画の閣議決定(平成19年6月)

国際相互理解の増進

地域経済の活性化

国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組む体制が必要

○観光立国推進基本計画において、国は、必要な施策を総合的に策定・実施し、地方公共団体・民間の取り組みを支援するとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信する役割を担うこととされている。

観光立国を総合的かつ計画的に推進するため、国土交通省の外局として観光庁を設置

○今通常国会に関連法案を提出し、平成20年10月の設置を目指す

諸外国に対して

ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進など我が国の魅力を強力に発信するとともに、外国政府との交渉を効果的かつ強力に推進する。

関係省庁に対して

観光立国に関する数値目標の実現に向け、国土交通省がリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行う。

地域・国民に対して

政府内の相談窓口を一元化・明示するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援する。

-12-

観光庁の新設について

<H20年度> 103名

観光庁長官

次長

審議官

参事官(2)

総務課

観光産業課

国際観光政策課

国際交流推進課

観光地域振興部

観光地域振興課

観光資源課

<現行> 79名

総合観光政策審議官

審議官

観光政策課

観光経済課

国際観光課

観光地域振興課

観光資源課

観光事業課

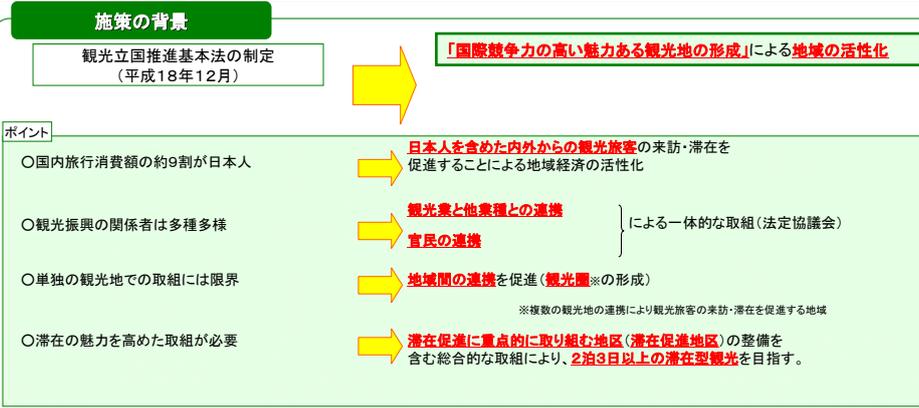
地方運輸局等の現場に近い充実した地方組織を活用した観光振興のための施策を的確に推進。

-13-

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(仮称)

<予算関係法律案>

観光立国の実現に向けて、観光圏を整備することにより、観光旅客の来訪及び滞在の促進を図るとともに地域の活性化を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。



観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(仮称)

<予算関係法律案>



観光圏整備のための支援措置について

観光圏整備事業費補助金

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による事業を財政的に支援するため、新たな予算制度を創設。
- ・国費による補助率:40%
- ・平成20年度予算内示額:約2億79百万円(調査費含む)

財政投融資

- ・観光圏整備法に基づき大臣認定を受けた観光圏整備実施計画による宿泊業者の設備投資に関し、中小企業金融公庫による特利③(貸付後5年間)で融資。
<基準金利年利3.1%に対し、特利③は年利2.1%(貸付期間20年の場合)、金利は平成19年12月12日現在。>

地方税(不動産取得税)特例

- ・観光圏整備法に基づき市町村又は都道府県により組織される協議会の構成員たる公益法人が取得する文化財について、不動産取得税の課税標準を1/2控除する特例を創設。
- ・減税見込み額:約800万円(平年度)

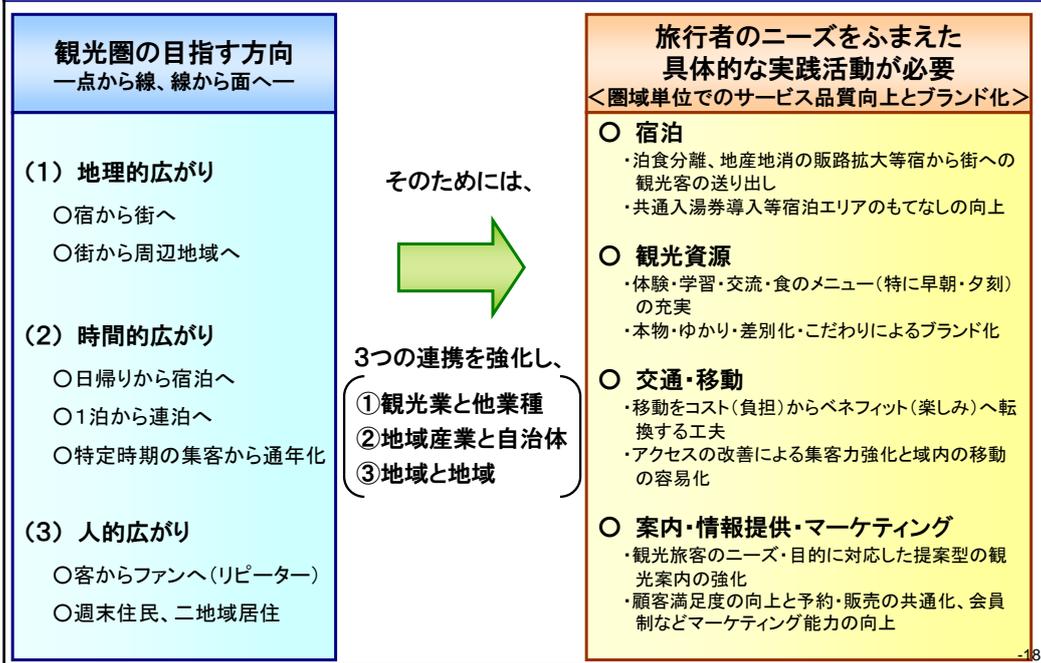
-16-

観光圏整備のための支援措置について

- ・観光圏整備計画に、「地域間交流の拠点となる施設の整備等」に関する事項が記載された場合において、当該観光圏整備計画を主務大臣(国土交通大臣・農林水産大臣)に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、交付金の交付が可能となる。
- ・交付率:1/2以内を基本とする。
- ・平成20年度予算内示額:305億46百万円の内数

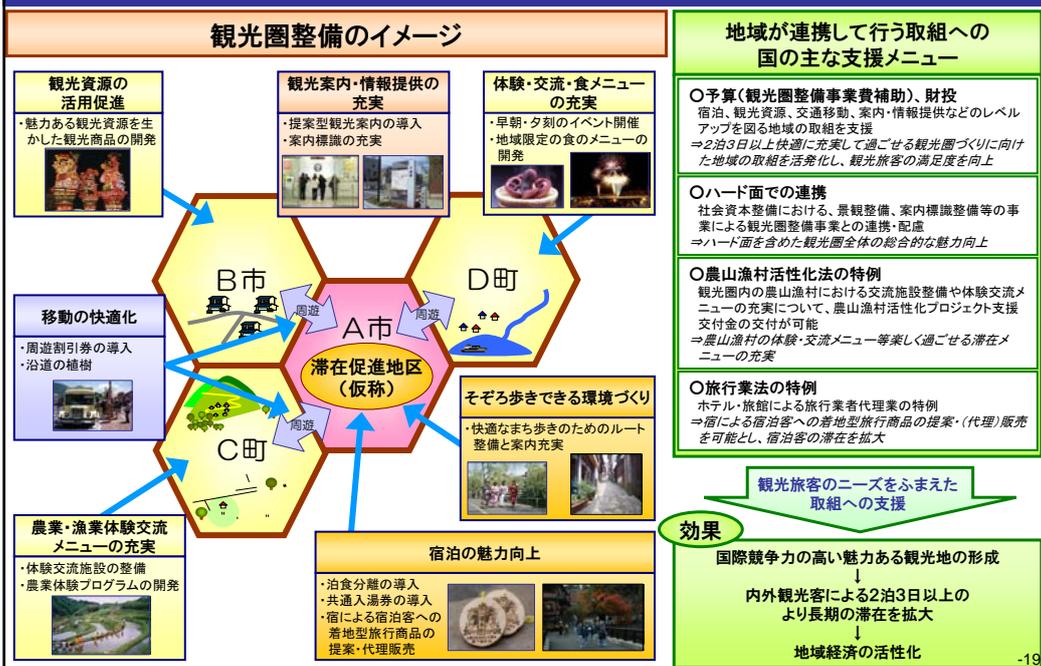
-17-

「観光圏」形成の必要性



-18-

観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化



-19-

3. エコツーリズムへの支援

-20-

観光立国推進基本計画(抜粋)

(エコツーリズムの推進)

エコツーリズムとは、自然環境や歴史文化を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光のあり方であり、地域の自然環境やそれと密接に関連する風俗慣習等の生活文化に係る資源を持続的に保全しつつ、新たな観光需要を掘り起こすことにより、地域の社会・経済の健全な発展に寄与し、ひいては環境と経済を持続的に両立させていくことにつながるものである。

ホエールウォッチングなど野生生物を観察するツアーや植林や清掃など環境保全のために実際に貢献をするボランティア的ツアーなどが、これに当たる。

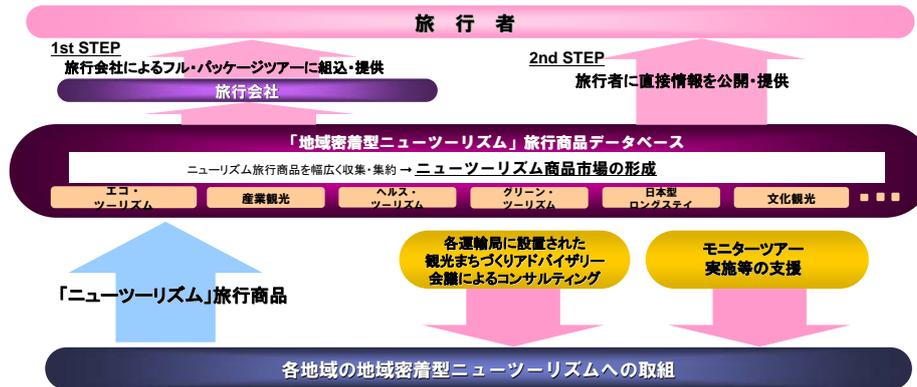
エコツーリズムの普及・定着を図るため、エコツーリズムを推進するセミナーや特に優れた事例の表彰を行い、さらに自然学校のインストラクターやエコツアーガイドといった人材を育成するとともに、各地域においてエコツーリズムに取り組む体制づくりを支援する。

エコツーリズムについて理解を広め、また潜在需要を呼び起こすため、旅行に係る博覧会に出展するなど、エコツーリズムに係る普及啓発を行い、エコツアー等の総覧に相当するホームページのアクセス件数を平成 22 年までに平成 18 年度実績の 5 割増とすることを目指す。

-21-

ニューツーリズムの促進について

- 「エコツーリズム」、「産業観光」等の新しい形態の旅行市場を活性化するため、「ニューツーリズム創出・流通促進事業」を進めている(平成19年度予算8,000万円、平成20年度予算(案)5,600万円)。
- 本事業においては、「ヘルスツーリズム」をはじめとする各種の旅行形態ごとに、旅行商品化を進めるための留意点等をまとめたマニュアルやガイドラインの策定を目指すとともに、各地域のニューツーリズムに係る取組みを支援するため、各運輸局ごとに旅行会社や有識者等によるコンサルティングを行うとともにモニターツアーの実施の支援等を行う。
- また、これらの地域密着型のニューツーリズム旅行商品の流通を促進するため、データベースを構築し、大都市部の旅行会社によるパッケージツアーの造成や旅行者への情報提供を進めるとともに、ジンボジウムの開催等の普及活動を行う。



-22-

「ニューツーリズム創出・流通促進事業」(データベース)

ニューツーリズムとは、従来の観光市場の枠を超えて、多様な観光形態を創出し、観光客のニーズに応じた観光商品を提供するものです。

商品番号: 43290002

世界最大級のカルデラで過ごす大自然満喫の旅

2007年10月10日～2007年11月20日出発 30,000円～40,000円

エコトレッキングで大地の神秘を感じ、目で味わえない爽快な一瞬の瞬間を堪能。翌日のフリータイムで疲れを癒すゆったりプラン。

1日目 出発、到着後、乗車開始中の風景をじっくりと堪能。まず、本館、展望台、自然観察館へ徒歩、徒歩で30分ほど歩くと到着。2日目 朝、エコトレッキング(国産の自然観察館、トレッキングをお楽しみください。3日目 フリータイム(自由行動)がメインとなります。心ゆくまでお楽しみください。4日目 エコトレッキング(国産の自然観察館、トレッキングをお楽しみください。5日目 国産自然観察館へ徒歩で30分ほど歩くと到着。6日目 到着後、乗車開始中の風景をじっくりと堪能。翌日のフリータイムで疲れを癒すゆったりプラン。

特典・楽々メニュー

- 1) エコトレッキング体験券(400円)
- 2) 内牧島温泉へ移動チケット(500円)
- 3) 日本三大洞門・洞窟めぐり体験券(無料)
- 4) 九州観光・西遊記(500円)
- 5) 2007年の観光ある風景をめぐりめぐり(500円)
- 6) 到着後、乗車開始中の風景をじっくりと堪能。翌日のフリータイムで疲れを癒すゆったりプラン(500円)

条件

旅行会社: H&S旅行会社
 旅行人数: 20人
 旅行期間: 2人

H&S旅行会社
 東京都中央区銀座4丁目3番13号
 TEL: 03-2345-0877 FAX: 03-2345-0877
 ホームページ: <http://www.hstourism.jp>
 メール: info@hstourism.jp
 掲載者: 河合恵

-23-